

○大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年9月16日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第15号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長等は、条例第2条に規定する指定管理者の公募を行うときは、事前に大江町揭示場への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講ずるものとする。

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申請ができる団体は、法人その他の団体であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- (4) 指定管理者の指定を委託と見なした場合に、法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申請資格に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(指定の通知)

第4条 町長等は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、指定した団体に対し、指定管理者指定通知書(様式第1号)により、指定しなかったときは、指定しなかった団体に対し、指定管理者不指定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

大 発 第 号
年 月 日

様

大江町長

㊟

大江町公の施設に係る指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった大江町公の施設に係る指定管理者の指定については、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

施 設 名	
指 定期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第2号

大 発 第 号
年 月 日

様

大江町長

㊟

大江町公の施設に係る指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった大江町公の施設に係る指定管理者の指定については、次の理由により指定できませんので通知します。

記

施設名	
理由	